

関係各位

フィリピンにおける包括的経済連携(RCEP)協定の発効日等について

2023年6月2日より、包括的経済連携(RCEP)協定(以下「RCEP協定」という。)が未発効となっていたフィリピンについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、RCEP原産国をフィリピンとするRCEP協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率(以下「RCEP協定税率」という。)を適用することが可能となります。

【留意事項】

- ① RCEP協定においては、RCEP協定税率適用要求手続として、第三者証明制度、認定輸出者制度及び自己申告制度が採用されています。RCEP協定税率適用要求手続については、「初めてRCEP協定を利用される方へ」(<http://www.customs.go.jp/roo/origin/rcep.html>)をご覧ください。
- ② RCEP協定の規定を満たす原産品である貨物については、
 - ・ フィリピンについてRCEP協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
 - ・ 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、フィリピンについてRCEP協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、必要なRCEP協定税率適用要求手続が行われることを条件として、RCEP協定税率の適用が可能になります。
- ③ RCEP原産国をフィリピンとするRCEP協定の税率適用に係るNACCSへの原産地証明識別コードの原産地(申告)識別コード(1桁目及び2桁目)は、以下の通りとなります。

コード	コード内容
R9	RCEP協定(フィリピン)

- ④ RCEP協定については、2022年1月1日に日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ及びベトナムの10カ国の間で発効しており、また韓国に対しては同年2月1日に、マレーシアに対しては同年3月18日に、インドネシアに対しては本年1月2日に、それぞれ発効しております。

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官(原産地規則) Tel: 03-3599-6527
業務部通関総括第1部門(通関手続) Tel: 03-3599-6337